

くわる。

1 ニュに紹介せんとするルメイ氏の著書にタイ國の事を退羅  
と稱してゐる所から此の紹介文に於ては暫くタイ國と書  
はずして舊來の退羅として稱呼を用ひる事とする。

2 E. A. Voretsch; Indian Art in Siam. Rupam, 1920.

O. C. Ganguly; A. Group of Buddhist Sculpture from  
Siam. Rupam, 1929.

A. K. Coomaraswamy; History  
of Indian and Indonesian Art. 1929.

J. Y. Claeys; L'Archéologie du Siam. BEFEO.  
XXXI.

4 P. Dupont; Catalogue des Collections Indo-Chinoises  
du Musée Guimet. Paris, 1934. P. Dupont; Art de  
Dvaravati et Art Khmer. RAA. 1935.

5 JRAS. 1939. Part IV. p. 646.

6 BEFEO. XXXVII. 1938. Chronique. p. 687.

7 G. Coëtès; A propos d'une nouvelle théorie sur le  
site de Srivijaya. Journal of the Malayan Branch  
of the Royal Asiatic Society. XIV. Part III. 1936.

8 桑田六郎氏、三佛齊考、臺北帝國大學文政學部史學科研究年  
報第三輯。同氏、三佛齊補考、同上第五輯。

## リヤザノフスキイ氏「シベ リア遊牧民の慣習法」

矢澤利彦

リヤザノフスキイ氏は、一昨年又やや「シベリア遊牧民の  
慣習法」と稱する一書を公けられた。この新著は  
發表して學界に多大の寄與<sup>(1)</sup>をなしつゝある V. A.  
Riasanovsky 氏は、一昨年又やや「シベリア遊牧民の  
慣習法」と稱する一書を公けられた。この新著は  
キルギス族、オスターチャーク族、ヴォグール族、サモエ  
ーム族、アルタイ族、テリュート族、アリトーム族、ツ  
ングース族等に關して現存する諸法典を検討し、そ  
の據所と根本的特徴とを個々の法典の中に求め、次  
じやこれらの民族の慣習法に共通な特色を見出され  
たものである。今本書を紹介するに當つて各民

族の法典に對する氏の見解を一一述べることは限られた紙數を以てしては不可能なことであるから、ここで氏のキルギス法に對する考察（この項に氏は最も多くの頁數を費して居る）のみを紹介し、最後にシベリア遊牧民の慣習法に對するその結論に觸れるることとする。

Riasanovsky 氏が考察の對象としたキルギス法の資料は（一）十七世紀の著名なるキルギス・カザックの統治者 Tevka の制定せる法典殘闕と、（二）一八二四年、西・東シベリア十族の慣習法の法典化を準備中であつた露國政府の求めに應じて編纂された「キルギス族の習慣」と呼ぶ、九章二百八條の法律集である。氏は先づ Tevka 汗の法律の全文を掲げ、次いで「キルギス族の習慣」の内容を（一）私法（A 財產法、B 債務に關する法、C 家族法、D 相續）（二）刑法（A 刑罰の組織、B 道徳に對する犯罪）（三）裁判と訴訟手續の三項に分けて紹介して居る。

かく資料を提供した後キルギス法の據所の考察に入る。曰く。キルギス法最大の據所は彼等の草原慣習である。特にその父系的血族組織の反映が隨所に現はれて居る。花嫁に対する贖代の支拂ひ、一夫多妻の許容、夫や父の強權等が規定され、不動産に對する個人の所有權が認められて居ない。次の據所は蒙古法である。これは三世紀間に亘つて欽察汗の支配を受けたために生じたもので、妻の不義を見付けた夫は即座に彼女を殺してよしと云ふキルギス法の規定は、唯成吉思汗の大ヤサの第一條に類似のものがある外、他のアジア遊牧民の法律の中には存しない。大ヤサでは一匹の馬を盜んだ者は九倍にしてこれを返さねばならぬとなつて居るが、キルギス法では竊盜は死刑又は竊盜物の 3×9 倍の罰と云ふ規定である。キルギス族の罰科を見るにその基本的なものは Koon. (馬百匹・僕二名・駱駝二頭・具足二揃) であつて、二十七倍科は極く附加的なもの、即ち微罪にし

か適用されないものである。このことは「一十七倍科」が後に入つて來たもの、即ち蒙古法の影響によるものであることを想像せしめ得て充分である。第三の據所は回教法である。キルギス族の回教への歸依は既に早くも十四世紀に始つて居るのであるから、その影響が法律上に現はれたとしても不思議はない。一般にセム族の法律では加害者は彼が加へた害と同一な罰を與へられると云ふことが規定されて居るが、キルギス法にも「血に對しては血の復讐を、損傷には同一の損傷を」と云ふ規定がある。尙ほ「キリスト教に改宗した者の財産は縁者これを採り得」と云ふ法や、回教僧たる Hodja に對する種々の法の存在は何れも回教の甚大なる影響を物語るものである。第四の據所は露西亞法である。露西亞の影響は「Tevka 汗の法律」には現はれて居ないが、一八二四年のものには(一) Volost と云ふ露西亞の行政區劃名が見えること、(二) 重大な犯罪はキルギス法廷の

權限より除去されて居ること、(三) 土人法廷に對する露人顧問の規定のあること、(四) 刑罰が緩和されて居ること等の中に見出される。

次いで Riassanovsky 氏は「キルギス法の根本的特徴」と題して、キルギス法とその慣習との密接なる關係に就いて詳説する。曰く。キルギス法の根據となすものは、云ふまでもなくその血族制に基いた種々の規定である。「Tevka 汗の法律」に據れば被殺者の親類は血に對するに血の復讐を許され、「一八二四年の法」は殺害者の一人は被害者の親類の要求に應じて彼等に引渡されると云ふことを規定して居る。Levirate の影響も寡婦は夫の家族以外の者と結婚しようと思へば出来るが、その際には故夫の遺産を抛棄せねばならず、新夫は故人の兄弟に二十六頭の家畜を支拂はねばならぬと云ふ法規の中に現はれて居る。男の地位が遙かに女のそれよりも高いことは、夫が妻を殺した場合には妻の親類に半 Koon を

支拂へばよいが、妻が夫を殺した場合には死罪と云ふ規定となる。尙ほ兩親は子供を殺しても科められず、息子や娘は兩親に反する結婚をなす際には死罪に處せられる。兩親を捨てた子は永久に家に容れられない等の法は何れもその血族制に基づく族長權の強さを物語るものである。裁判は直接被害者自身或ひは被害者の血縁が行ふことを許して居る一方、重大的なものに Tevka 汗時代には Horde の汗の Aul の長老との合議によるもの、後の時代には血族の Bey 達によるものが存した。何れにしても父系的血族性の存在がキルギス法の上に強く反映して居ることは明かである。

以上がキルギス法に対する Riasanovsky 氏の意見である。氏によれば要するにキルギス法には蒙古法・回教法・露西亞法等の影響がじつらかづけは認められるものゝ、その最大の據所はこの民族の慣習、就中族長的血族制に関する諸規定であるといふのであ

る。キルギス族特にカザック・キルギス族が顯著な父系的血族組織を有する民族であることは、十九世紀に於ける三人の調査者、Levshin, Radloff, Groddeck によつて詳しく述べられた。今少しく彼等の説べたことを紹介して見よう。

カザック・キルギス族は大・中・小の三 djuz (Horde) に分れ、各 Horde は又幾つかの部族 (Lev-shin た race ト), Radloff た Stamm ト) に分れ、部族は血族 (tribu (L), Geschlecht (R)) と、血族は分族 (section (L), Geschlechtsabteilung (R)) と、分族は小分族 (partie (L), Aul (R)) と、小分族は家族 (division (L), Famille (R)) に分れて居る。小分族は冬と夏とに集り、六家族から七家族を以て組織され、その頭には最も多くの親族を有する家族の長老者がなる。分族は冬季だけ一處に集るもので、夏季には廣大な土地の中に分散してしまふ。併しの時期にあつても共通の敵に對する或種の共同

的感情は失はれない。又各小分族間の抗争を調停する權威者として Bi (Bey) なる者が存在する。Bi の位置は通常寡奪によつて得られたものであるが、彼の裁判には抗争者も進んで服従する。血族内の抗争は Bi の集会により純粹なる仲裁裁判方法を以て調停される。<sup>(1)</sup> Exogamy は嚴重に守られ居る。同じ分族内で妻を娶ることは不道徳的行爲と見なされ、男系による共通の祖先から七代を経て居ない者同志の結婚は大體禁止されて居る。この際女系の血縁關係は殆ど問題にならぬ。<sup>(10)</sup> Polygamy は明かに存在して居る。併し花嫁代即ち Kalim の價が餘りに高価であるためこれを實際に行ひ得る者は物持ちか、權力者に限られて居る。<sup>(11)</sup> 多妻の場合と雖も第一の妻は他の妻に對して絶對的な權威を有して居る。Levi-rato も行はれて居る。即ち寡婦は夫の死後、彼に代つて戸主となつた亡夫の兄弟中の或者と結婚する。<sup>(12)</sup> 純粹な意味での Sororate は存しない。即ち夫は妻

が生きて居る限りは妻の姉妹と結婚することは出来ぬ。唯妻が死んだ場合には妻の妹が未だ婚約を他の者として居なければその妹に、然らざる場合には妻の女縁者に結婚を求める（その際の Kalim は普通の場合よりも安い）。花嫁代 (Kalim) には色々の種類があるが、約婚の第一條件であつて、この支拂ひを待つて始めて結婚は行はれる。親族呼稱法の中に血族制の明かな反映を見出すことは充分には出来ないが、少くとも自己の血族に屬する兄弟の息子・父の兄弟の息子・息子の息子と共に neemere と呼び、自己の血族には屬さない姉妹の息子・父の姉妹の息子・妻の兄弟の息子と共に djien と呼んで、自己の血族に屬する者と他の血族に屬する者とを區別して居ることは認められる。妻の位置は夫の位置に比して可なり低い。家政は殆ど妻のきりもりするところで、或場合には牧畜をも手傳はねばならず、夫より奴隸的待遇を受ける場合すらある。併し外部との交際は

自由で、祭の宴會にも參加し得る。<sup>(2)</sup>

以上の記述によつてカザック・キルギス族に於ける父系的血族制、及び父系的血族制に屢々結び付いて存在するところの諸種の婚姻制の存在が明かになつたと思はれる。而して血族制なるものはそれ自身多くの規範を含み、この規範が、血族制を有する未開社會の法慣習の最も主要な要素をなすものであることは明かであるから、既にして明瞭なる血族制を持つキルギス族の、法典化された諸法律の上に、父系的血族制に關する諸規範の顯著なる影響を見得ることは、極めて當然であつて、何等疑ひを入れる節はない。この點に於いて Riasanovsky 氏の見解は正鵠を得て居るものと言ふべきである。

併しねきルギス法に對する氏の考察には尙ほ重大な見落しのあることを指摘せざるを得ない。それは何かと云ふに、キルギス法に於いては家族關係がかなりの程度にまで重視されて居ることを看過したこと

である。これは氏が、Morgan の「母系血族制→父系血族制→家族關係」と云ふ有名な社會進化説を全く鵜呑にし、典型的父系血族制を有するキルギス族に於いては、家族關係は極めて薄弱でなければならぬと云ふ先入觀を持つたために生じたのである。Morgan 説が正しくないにしろ、キルギス法に於ける家族關係の重視は、これを無視することは出來ないものである。例を「Tevka 汗の法律」に採りて見よう。子を殺した母親は父親と同様何らの罪を受けない<sup>(3)</sup>。母を侮辱した子を牝牛に乗せて Aul 中をひき廻し、衆人が此を打つ。父或ひは夫の竊盜の事實を知りながら、妻や子がこれを報告しなくとも罪にはならぬ<sup>(4)</sup>。この種の例は「一八二四年の法」の中には一層多く見えて居るのであつて、結果はキルギス族に於いては父系的血族制が採られて居たが、主として兩親とその子供達による家族關係も早くからその社會生活に重要な意義を有して居たこ

とを立證して居るのである。尙ほ Radloff はキルギス族の基礎的社會單位は *Familie* であるとなして居る。<sup>(a)</sup> Levshin は花嫁の持參物の中で缺かしてはならぬものは新夫婦の住む天幕であるとなして居る。<sup>(b)</sup> 思ふにキルギス族の如く小數の人間しか包含し得ない天幕生活を營むものにとっては、家族關係は常に重要な役目を演じ、従つて母の子に對する權利、妻の夫に對する權利も或程度まで認められて居たのであらう。尚ほキルギス族に於いては、父を *ata*、父の兄を *ata*、父の弟を *aga* と言ひ、母を *saga*、母の姉妹を *na-* *gashi* *enge* <sup>(c)</sup> と言ひ、父と父の兄弟を、母と母の姉妹を同一名を以て呼ぶやうな、血族社會に屢々見出される親族呼稱法は存しない。

最後にシベリア遊牧民の慣習法に對する Ria- sanovsky 氏の結論を紹介しよう。曰く、シベリア遊牧民の法律には二種の規範が認められる。その第一は該民族の慣習法の內的發展の方法に應じて生じた規

範で、これは(a)一民族に特有なもの、(b)一・三の民族に共通なもの、(c)全民族或ひは大部分の民族に共通なものゝ三種類がある。第二の規範は外部の影響のために出來たもので、これには(a)佛教及び回教の影響からされたものと、(b)露西亞及び蒙古の影響の結果になるものがある。而してこれらの民族の慣習法に共通な基本的特徵を求めれば、それは次の如きものである。(一) 血族組織の影響が總てに於いて強く現れて居る。即ち血族政治・血族裁判・族外婚其他の規定が存する。(二) 血族制の結果として族長を中心とする結び付きが一般的であり、家族的結び付きは特殊的である。<sup>(d)</sup> 血族關係は父系に於いてのみ認められ、夫婦關係は恒常的である。家族内では父或ひは夫の力が強い。(三) 經済狀態は甚しく遅れた遊牧經濟であり、不動産に對する私有權は存在せず、土地は血族團體の共同の利益のために使用される。

蓋し、シベリア遊牧民がその位置と歴史との關係に於いて、露西亞人及び蒙古人の、回教及び佛教の影響を多大に蒙つたことは事實であるから、その結果が彼等の習慣法の上に現はれ得ることは明かであなり、又少くとも Riassanovsky 氏の取扱つた諸民族が、父系的血族制を有することも確かであるから、その影響が彼等の法律の上に見えるのは當然で、この點氏の結論には特に異論を挿む餘地は存在しない。

ぶこと等から、シベリア遊牧民が父系的血族制を探る以前には母系的血族制をとつて居たと断ずるの危険を冒して居る。このやうな考へ方は Morgan, Frazer<sup>(3)</sup> 或ひは Taylor<sup>(4)</sup> あたりの採るところであるが、近時 Lowie<sup>(5)</sup> 博士等によつて徹底的に論難され、その存在の基礎を甚だ危くされて居るものであるから、盲目的に據づて論することは穩當ではあるまい。現在の所では唯事實を指摘するだけに止むべきである。

ベリア遊牧民の種々の婚姻形式を検討し、Kalim 習慣、Polygamy, Exogamy, Levirate 等の形式がさうされも普遍的なものであることを立證したはよしが、次にやこの Levirate 及びアルタイ族やテリュート族に於ける親族組別制の存在の事實から推して、容易にシベリア遊牧民に群婚の痕跡を認めたり、又アルタイ族やテリュート族に母方伯叔父權力制のあること、及び蒙古族が母の血族から嫁を貰ふことを喜ぶこと

法的慣習の一小部分を述き、この外は我々に更に幾多の法的慣習を蒐集することが出来る。而して眞の慣習法の研究はこれら總てに亘るべきものと考へられるが故に、シベリア遊牧民の慣習法には尙ほ將來の研究にまづもの多く存することを附言して置く。

## 註

- 1 Riasanovsky 出の新著「私の最もはなだらかな紹」。 Obichnoe pravo Mongolskikh plemen (Mongolov, Buriat i Kalmykov), 1923-4. The Modern Civil Law of China. II Vols. 1927-8. Customary Law of the Mongol Tribes (邦譯あり). 1929. Mongolskoe pravo, preinushchestvenno Obychnoe (邦譯あり). 1931. Fundamental Principles of Mongol Law (東洋學報 25 の 3 に私の紹介あり). 1937. Chinese Civil Law. 1938.
- 2 A. Levshin, Opisanye Kirgiz-kaisakskikh ord i stepei. 1832 に收録され、題名も似たる。東洋文庫には原著せなべ。F. de Pigny による譜著 Description des hordes et des steppes des Kirghiz-Kazaks. 1840 年版 藏されて居る。本書はキルギス族の歴史並びにその生活状態に対する最初のしかも極めて貴重な記録である。
- 3 尚ほ Tevka の法律は佛説の三九八一四〇一頁に見えて居る。
- 4 Riasanovsky 出の研究對象としたものはキルギス族の大部を占める Kazak-Kirgiz の習慣法である。キルギス族は一般に Kazak-Kirgiz と Kara-Kirgiz とに大別され、前者は廣大なるキルギス草原の住民で人口約四百萬、シベリア遊牧族中最大の民族であり、後者は半々して天山山脈の地方に住し、人口は約五十萬である (The Encyclopaedia of Islam. pp. 1025-6. "Kirgiz" by W. Barthold)。十九世紀から統計表によればカザック自治ハイドート社会主義共和国では三百七十一萬強の Kazak-Kirgiz 人々擁し、同國人口の五十七%を超える (Sibirskaya Sovetskaya Entsiklopediya Tom. II. str. 439.)。
- 5 W. Radloff, Aus Sibirien. II Vols. 1893.
- 6 N. Grottekov, Kirgizi i Kara-Kirgizi Sr-Daryinskoi Oblasti. 1899.
- 7 蘭聯になつてから尙ほ色々な學者によつてキルギス族の社會學的或ひは人類學的調査が行はれて居るやうであるが管見は未だそれにはなま。唯二十世紀に於ける獨逸文の調査報告書として R. Karutz, Unter Kirgisen und Turkenmenen 1911 及び M. H. Kuezyński, Steppe und Mensch. 1925 の如きものが存するのみが餘記して置く。何れもキルギス族に對する民俗學的調査書である。

22 Levshin, ibid. pp. 301-4. Radloff, ibid. vol. II. S. 513.

4.

9 Levshin, ibid. p. 364.

10 Groddeckov, ibid. str. 28.

11 Radloff, ibid. vol. II. S. 482. Levshin, ibid. p. 353. 届知

の如く回教では 1 夫多妻を許して居るが「回教徒たるキル

ギベ族のこの習慣は或ひは回教の影響かと思はれるが、他の遊牧民の例から考へてキルギベ族が古くから有した習慣であると見た方がよきやうである。Radloff ザキルギベ族の一夫多妻は主として第一の妻に子が無い場合に起ると述べて居る。

12 Levshin, ibid. p. 364.

13 Groddeckov, ibid. str. 330.

14 Radloff によれば普通の Kalim は四十九頭或ひは八十一頭の家畜である (ibid. vol. II. S. 476) Levshin は貧困人ばかりでは六・七百の牝羊、富者は二三百頭の馬、時には五十萬匹

の牝羊の如きあると傳ぐ (ibid. pp. 357), Groddeckov はキルギベ族に於ける種々の Kalim の例を詳細に述めて居る (ibid. str. 77-83)。兎に角 Kalim が彼等の生活状態に比べて極めて高價なものであることは明らかである。

15 Groddeckov, ibid. str. 30-3 にキルギベ族の親族呼称名を集めある。その第一の特徴は父方親族と母方親族とを分けて

語る必要がある。

16 Radloff, ibid. vol. II. S. 485. Levshin, ibid. pp. 356.

17 「Tevka 法の法律」第五條。尙ほ不義によつて出来た子を殺した女は死罪である。

18 「Tevka 法の法律」第十六條。

19 「Tevka 法の法律」第十九條。

20 Radloff, ibid. vol. II. S. 513.

21 Levshin, ibid. pp. 362.

22 Groddeckov, ibid. str. 30-3

23 じの點に就いてはキルギベ族の例の如きものが他の民族より多くのやうである。概に断言出来る。

24 Ancient Society. 1877. 荒烟塞村譜「古代社會」

25 Totemism and Exogamy. vol. IV. 1910.

26 On a Method of Investigating the Developments of Institutions. 1889. (Journal of the Anthropological Institute of Great Britain and Ireland. XVIII)

27 Primitive Society. 1920. 河村只羅譜「原始社會」